

## 主 文

本件再審査請求を却下する。

## 事実及び理由

### 第1 事案の概要

- 1 公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）は、再審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、○年○月○日付けで「請求人が、○年○月○日に雇用保険の被保険者資格を喪失したことを確認する処分」（以下「基本処分」という。）をした。
- 2 請求人は、○年○月○日、基本処分をした安定所長に対し、基本処分の取消しを請求したが（以下「本件取消請求」という。）、安定所長は、○年○月○日付けで、「請求人の請求は、審査請求制度の対象とはなっておらず、この請求の受理は不相当であった。」として、同請求を却下する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 3 請求人は、○年○月○日、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し本件処分についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）をしたところ、審査官が○年○月○日、「本件審査請求は、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第69条第1項の審査請求の対象となる処分が行われていないものであり、かつ、その審査請求の内容を補正することができないものである。」としてこれを却下する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第2 請求人の主張の要旨

（略）

### 第3 理 由

- 1 法第69条第1項は、「第9条の規定による確認、失業等給付に関する処分又は第10条の4第1項若しくは第2項の規定による処分に不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。」旨を規定しているところに照らせば、原

- 処分に不服のある請求人は、安定所長に対してではなく、雇用保険審査官に対しその取消しを求める旨の審査請求をすべきであると解される。
- 2 これを本件についてみるに、請求人は安定所長のした基本処分について、安定所長に対し本件取消請求をしているが（なお、請求人の作成に係る○年○月○日付け「確認請求書」には、本件取消請求の請求の趣旨として「○年○月○日付けで請求者に対してなされた雇用保険被保険者資格喪失の確認処分取消しを求める」旨が明記されていることが明らかである。）、基本処分に対する不服申立ては審査官に対してすべきものであるから、本件取消請求は不適法なものというべきである。
  - 3 また、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項は、「審査請求は、審査請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。」旨規定しているところ、請求人がした本件取消請求を審査官に対する不服申立てであるとみたとしても、請求人が本件取消請求をしたのは、基本処分のあったことを知った○年○月○日頃（請求人の作成に係る○年○月○日付け「審査請求書」によって認められる。）から法定の請求期間である3か月以上を経過した後の○年○月○日にされたものであることは明らかであるから、この点からしても、本件取消請求は不適法なものであるということが出来る。
  - 4 以上に検討したとおり、請求人がした本件取消請求は不適法なものであって、その欠缺を補正することができないことが明らかである。
  - 5 よって、本件再審査請求は、適法要件を欠く本件審査請求を基礎とする不適法なものであるから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。